様式第１号（別紙３）

出入国又は労働法令に関する不正又は著しく不当な行為

　過去５年間における出入国又は労働に関する法令に関する不正又は著しく不当な行為

の有無

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 過去５年以内の該当 |
| 法人 | 役員 |
| ①　特定機関において、雇用した外国人農業支援人材に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為 | 有・無 | 有・無 |
| ②　特定機関において、雇用した外国人農業支援人材の旅券又は在留カードを取り上げる行為 | 有・無 | 有・無 |
| ③　特定機関において、雇用した外国人農業支援人材に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為 | 有・無 | 有・無 |
| ④　①から③までに掲げるもののほか、特定機関において、雇用した外国人農業支援人材の人権を著しく侵害する行為 | 有・無 | 有・無 |
| ⑤　特定機関において､雇用した外国人農業支援人材に対し、法第16条の５第１項及び令第19条で定める農業支援活動の範囲外の業務を行わせる行為 | 有・無 | 有・無 |
| ⑥　特定機関において、①から⑤まで又は⑦から⑫までに掲げる特定農業支援活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為 | 有・無 | 有・無 |
| ⑦　特定機関において、外国人農業支援人材又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（③及び④に該当する行為を除く。） | 有・無 | 有・無 |
| ⑧　特定機関において、雇用した外国人農業支援人材の特定農業支援活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人農業支援人材との間で出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第６条第２項、第７条の２第1 項、第20条第２項又は第21条第２項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（⑤に該当する行為を除く。） | 有・無 | 有・無 |
| ⑨　特定機関において、入管法第６条第２項、第７条の２第1項、第20条第２項又は第21条第２項の申請内容と異なる他の機関に特定農業支援活動を実施させる行為又は当該他の機関において、特定農業支援活動を実施する行為（⑤に該当する行為を除く。なお、入管法第20条に規定する在留資格変更手続に従って外国人農業支援人材が受け入れられる特定機関を変更する許可を受けた場合は含まない。） | 有・無 | 有・無 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ⑩　特定機関において、雇用した外国人農業支援人材の行方不明者について、ア又はイに該当すること（特定機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）　ア　その前１年以内に次の表の左欄に掲げる外国人農業支援人材の受入れ総数（当該機関に雇用されていた外国人農業支援人材の総数をいう。以下イにおいて同じ。）に応じ、同表の右欄に掲げる人数（１人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下イにおいて同じ。）以上の行方不明者を発生させた場合 | 有・無行方不明者数人 | 有・無行方不明者数人 |
|  | 受入れ総数 | 人数 |  |
| 50人以上 | 受入れ総数の20分の３ |
| 20人以上49人以下 | ８人 |
| 19人以下 | 受入れ総数の８分の３ |
| 　イ　その前６月以内に次の表の左欄に掲げる外国人農業支援人材の受入れ総数に応じ、同表の右欄に掲げる人数以上の行方不明者を発生させた場合 |
|  | 受入れ総数 | 人数 |  |
| 50人以上 | 受入れ総数の80分の９ |
| 20人以上49人以下 | ６人 |
| 19人以下 | 受入れ総数の32分の９ |
|  |
| ⑪　特定機関において、外国人に入管法第24条第３号の４イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること | 有・無 | 有・無 |
| ⑫　特定機関において、特定農業支援活動に関し労働基準法、労働安全衛生法又は労働者派遣法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（①、③及び④に該当する行為を除く。） | 有・無 | 有・無 |